

まえがき

本書は、司法試験の受験を考える方を対象に、司法試験制度の仕組み、試験情報、合格までの学習スケジュール・学習法をお伝えすることを主な目的としています。

執筆に当たり、特に気を配った点は以下の3点です。

・司法試験制度や法律に関する知識がゼロの方でも読めるようにすること

司法試験のガイドブックとして、「わかりやすさ」を第1に、司法試験制度や法律に関する知識がゼロの方でも、司法試験・予備試験の全体像や学習スケジュールについてイメージを持っていただけるよう、特に配慮して執筆いたしました。

・データを多用し、記述に客観性を持たせること

法科大学院ルートと予備試験ルートの双方についてメリット、デメリットを挙げ、どちらのルートが適しているのかを皆さん自身で判断できる情報を掲載しております。どのルートを採用するのか、どのようにして法曹を目指すのかは最終的には読者の皆さんそれぞれの判断に委ねられています。選択における判断材料となるよう、客観的なデータを提供いたしました。

・勉強法一般などのハウツー本的要素を排除すること

モチベーション維持の方法、受かる受験生の特徴など、およそ受験勉強一般に関する記述は省くことで、司法試験の学習という観点から必要な情報のみを圧縮してお伝えしております。司法試験の学習に割くことができる時間が有限であると同様に、司法試験受験のための知識を得る時間もまた有限です。文章量を圧縮し、学習スタートの時点で合理化を図れるよう工夫しました。

アガルートアカデミーは、オンラインによる講義の配信を中心として、2015年1月に開校し、時間的・距離的な制約（移動時間・通える範囲に予備校がない等）から予備校利用を諦めて

いた方々のニーズに応えることで受講生とともに成長してまいりました。近年においては、アフターコロナ・巣ごもり需要により、通信教育への注目が高まったことに伴い、創業当初よりのオンライン配信による講義形態が再評価され、受講者数も大きく増加いたしました。一発合格者や短期合格者も数多く輩出することができ、これら合格者の方からいただいたメッセージを合格者体験記として本書に掲載することで、本書は司法試験を目指す方にとって、より有用なものとなっています。

本書は司法試験への挑戦を考える方にまず初めに読んでいただきたい、わかりやすく本格的な1冊となっております。本書が司法試験・予備試験を目指す方にとっての一助となることを願っております。

アガルートアカデミー

目次

まえがき	i
序章 司法試験・予備試験における5つの制度改革	001
第1章 司法試験制度の仕組み	005
01 どうしたら法曹になれるの？	006
第2章 法科大学院ルート	019
01 法科大学院ルートとは？	020
02 法科大学院ルートのメリット・デメリット	030
03 法科大学院に進学しても予備試験を受験すべき？	033
第3章 予備試験ルート	037
01 予備試験ルートとは？	038
02 予備試験ルートのメリット・デメリット	040
03 予備試験ルートで差をつける！	045
第4章 予備試験の3つの関門	051
01 短答式試験 最初の壁は思ったより低い？	052
02 論文式試験 予備試験の天王山	055
03 口述試験 油断は禁物!? 予備試験の最終関門	059
04 3大関門突破戦略！	063
第5章 予備試験合格まで「最短」で駆け上がろう！	121
01 なぜ「最短」にこだわるのか	122
02 予備校利用が最短ルート？	124
03 予備試験「最短」合格のスケジュール	130
04 合格までの道のりを押さえよう！	133
05 独学に必要な教材とは？	145
第6章 司法試験最短合格への道しるべ	151
01 予備試験と司法試験は何が違うの？	152
02 選択科目に特別な勉強は要らない？	158
補章 合格体験記	161

序章

司法試験・予備試験に おける5つの制度改革

皆さんは、司法試験・予備試験の仕組みが大きく変わりつつあることを知っていますか。実は近年、司法試験・予備試験に関する重要な制度改革が行われているのです。細かい仕組みは次章以降ご説明しますが、とても重要な変更ですので、まずはここでポイントを掴んでおきましょう！

第1の改革 予備試験論文式「一般教養科目」廃止、そして「選択科目」導入

2022年度から、予備試験の論文式試験で試験科目となっていた「一般教養科目」が廃止され、「選択科目」が導入されました。一般教養科目は試験対策がほとんど不要な科目でしたが、選択科目は本格的な対策が必要となるため、その分負担が増えたといえます。なお、短答式試験では、現在も「一般教養科目」が課されます。

第2の改革 法科大学院在学中に司法試験受験可能に

2023年度から、法科大学院在学中であっても所定の単位を修得し、1年以内に修了見込みの者は、司法試験が受験できるようになりました。これまでは、司法試験受験の主なルートは予備試験ルートと法科大学院修了ルートの2つでしたが、選択肢が広がりました。

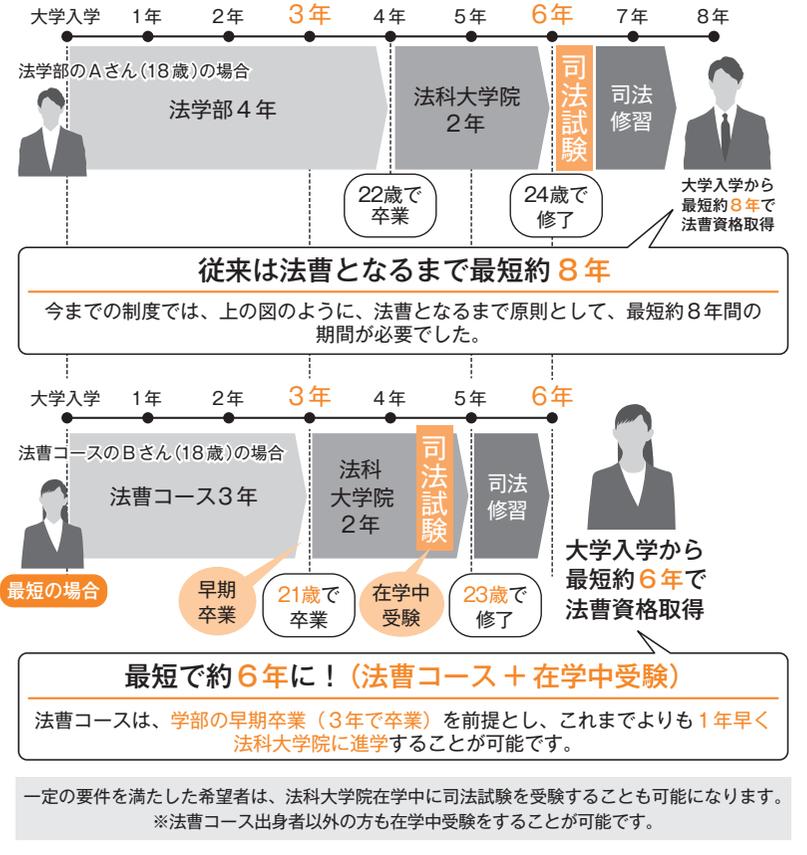
第3の改革 試験日の変更

2023年度から、法科大学院在学中受験が可能になったため、それに合わせて司法試験と予備試験の実施時期が約2か月先に後倒しになりました。

第4の改革 法曹コース誕生

法科大学院での学習にかかる時間的・経済的負担を軽減するために2020年度から「法曹コース」が新設されました。法曹コースに入ると、「法曹コース（大学法学部）3年＋法科大学院（既修者コース）2年＝5年」で司法試験の受験資格を得ることが可能となります。法曹コースと在学中受験制度を併用すると、法科大学院3年次（2年目在学中）に司法試験を受験することもできます。

新たな選択肢「法曹コース」は今までと何が違うの？～法曹になるまでのプロセス～



第5の改革 CBT方式の導入

2026年の司法試験・予備試験からは、CBT（Computer Based Testing）方式の導入が予定されています。タイピング速度によって解答時間に差が生まれてしまうため、2026年以降に受験を予定している方は、タイピングスキルの向上を図りつつ、今後の動向を注視してください。

なお、本書の記述は、手書き論文答案方式（2023年12月現在）を前提としています。

以上が試験制度の変更に関する重要なポイントです。ここま
で見てきた通り、皆さんは司法試験制度改革の過渡期に立たさ
れているとあってよいでしょう。もっとも、これをチャンスと
捉えることもできます。試験制度の大転換期に司法試験・予備
試験に最短で合格する方法を次章から一緒に見ていきましょう。

第 1 章

司法試験制度の仕組み

司法試験に合格した後、皆さんにはどの
ような未来が待っているのでしょうか。司
法試験合格後の選択肢は法曹に限られませ
ん。限りなく広い世界が皆さんの目の前に
広がっています。もっとも、皆さんの多く
は法曹を目指しているかと思います。そこ
で、まずは将来の具体的なイメージを掴ん
でいただくために、法曹の仕事をのぞいて
みましょう。

01 どうしたら法曹になれるの？

法曹三者とは

司法試験に興味を持っている皆さんであれば、法曹三者という言葉を目にしたことがあるかもしれません。法曹三者とは、**裁判官、検察官、弁護士**のことをいいます。司法試験に合格した後、皆さんの多くが法曹三者として活躍していくことでしょう。

裁判官

裁判官は、国民の権利を守るために、法律に基づいて公正な裁判を行うことを仕事とします。憲法や法律に拘束されるほかは、良心に従い、独立に判断をします。裁判は大きく分けて民事裁判と刑事裁判の2種類がありますが、いずれの裁判においても裁判官がやるべき仕事は同じです。それは、当事者双方の主張を的確に整理し、法律に従って中立公正な立場から判断することです。裁判官の判決が当事者のその後の人生を左右するため、その責任は重大です。提出された証拠を緻密に調べ、論理的かつ客観的な判断をすることが必要とされます。裁判官は、社会秩序を維持する上で重要な役割を担っているため「法の番人」とも呼ばれています。

検察官

検察官は、犯罪を捜査し、被疑者を裁判にかける（起訴する）かどうか判断することを主な仕事とします。それに伴い被疑者の取調べや被害者への聞き込み、証拠品の確認等を行います。

日本において、被疑者を起訴するかどうかの決定権は検察官にのみ与えられています。日本の刑事裁判の有罪率は99.9%といわれ、検察官がいかに慎重な吟味を重ね、起訴するか否かの判断をしているかがわかります。検察官は安全な社会の形成の一翼を担っているのです。強大な権力が与えられているため、冤罪を生み出さないよう慎重な判断が求められます。

弁護士

弁護士は、「事件」や「紛争」について、法律の専門家として、適切な予防方法や対処方法、解決策をアドバイスすることを仕事とします。その仕事内容は非常に多岐にわたり、下記コラムで紹介した仕事以外にも国際機関の職員となったり、国会議員を務めたりと活躍の場は数え切れません。

COLUMN 弁護士の仕事

現在、法曹三者のうち、その約9割を弁護士が占めています。そこで、弁護士の仕事としてどのようなものがあるのか、簡単にご紹介しましょう。

一般民事事件

私人間で日常生活上発生した法的トラブルのことをいいます。例えば、交通事故に遭ったが加害者がお金を払ってくれない、離婚したいが応じられない、相続で親戚と揉めている、部屋を借りていたら立退きを要求されたなどのトラブルです。弁護士は、このような場面において、法的な観点からアドバイスをしたり、訴訟を提起したりします。この一般民事事件を中心業務としている人が弁護士の多数派です。

地方では顕著ですが、一般民事を専門とする弁護士の多くは、1～5人程度の少人数の事務所を構えています。

労働問題（会社をクビになった、残業代を払ってくれないなど）は、一昔前までは、それを専門とする弁護士の仕事でしたが、現在では、一般民事の守備範囲に入ります。

企業法務

企業法務とは、企業活動に付随する法的な業務のことをいいます。

世の中には、私たち私人が守らなければならないルールのみならず、企業が守らなければならないルールがたくさん定められています。企業法務弁護士は、これらの枠組みを正確に理解し、企業がルールを遵守しつつ、発展していけるようサポートするのが仕事です。

代表的な業務内容は、日々の法律相談への対応、契約書の作成、訴訟対応等です。他にも、M & A（簡単にいうと、会社同士の結婚ですね）や海外展開のサポート等、非常に幅広い業務分野が存在しています。最先端の法分野について知見を深めることや大規模な案件に関わることができるのも魅力です。

企業法務を専門としている法律事務所は、比較的大規模な事務所が多く、中には、所属弁護士が400人を超える事務所もあります（大手法律事務所として有名なのは、西村あさひ法律事務所、長島・大野・常松法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、森・濱田松本法律事務所、TMI総合法律事務所（いわゆる五大法律事務所）です）。

刑事事件

逮捕されたり、起訴されたりした人の弁護をする仕事です。皆さんが想像する弁護士像に一番マッチしているかもしれません。ドラマの素材になったり、ニュースで記者会見したりするのを見たことがある方も多いのではないのでしょうか。

刑事事件は、国選弁護と私選弁護に分かれます。国選弁護とは、捕まった人にお金がない場合に、国が報酬を支払って弁護士に事件を担当させる制度ですが、これは、登録している弁護士が順番に担当することになっています。そして、東京では、現在、年間数回程度しか回ってきません。刑事事件の多くは、国選弁護ですので、多くの弁護士は、ほとんど刑事事件を取り扱っていないという状況です。

これに対して、私選弁護とは、捕まった人が自分で弁護士を選んで、自分の費用で弁護を依頼する場合です。私選弁護は、刑事事件を専門にしている弁護士に依頼するケースがほとんどです。

したがって、刑事事件は専門分野になりつつあります。

少年事件

少年が犯罪をした場合には、裁判をするのではなく、家庭裁判所の審判を受けることになります。

少年審判では、通常の裁判と異なり、検察官が当事者として関与しません。裁判官が直接少年に語りかける方法で審理がなされます。これは、少年に反省を促し、健全に社会復帰できるようにするための仕組みです。

少年が審判手続の過程で考え方を改め、成長する姿が見られるとして、やりがいを感じて精力的に取り組んでいる弁護士もいます。

企業内・組織内弁護士（インハウスローヤー）

近年、弁護士登録をしながらも、法律事務所に所属するのではなく、民間企業に就職する弁護士が増加しています。これらの弁護士を企業内弁護士といいます。なお、官公庁に就職する弁護士もいます。

企業は、通常、企業法務を担当する弁護士と顧問契約を結んで、法的問題に対応しています。しかし、顧問弁護士は、会社内部の事情や業界の細かい部分まで精通しているわけではないので、十分な助言や適切な対処を受けられない場合があります。また、あくまで外部の人間ですので、相談しにくい案件もあるでしょうし、常に迅速な対応をしてもらえないわけでもありません。

そこで、企業では、法務部という部署を作り、日々の法務は、この部署が対処をしているわけです。企業内弁護士は、通常、この部署に配属され、会社の内部から法的問題のチェックをしており、必要に応じて外部の法律事務所とも連携しつつ、案件の解決を目指しています。

法曹になるためのステップ

▶ STEP1 司法試験合格

- * 試験日程：7月中旬に年1回実施
- * 短答式試験と論文式試験の両方を全員が受験
- * 合格率：近年は30%以上に上昇

▶ STEP2 司法修習修了

- * 司法修習生考試（二回試験）は、約95%が合格

法曹になるためには、まず、司法試験に合格し、その後、司法修習を修了することが必要となります。試験に合格するだけでは法曹になることはできないのです。以下では、それぞれのステップの具体的な内容をチェックしましょう！

STEP1 司法試験に合格すること

■ 司法試験の実施時期・科目

法曹三者になるためには、司法試験に合格しなければなりません。この司法試験は、年1回だけ実施されるもので、法曹三者になるために必要な能力を判定するものです。2022年度までは毎年5月に実施されていましたが、試験日程が2か月後倒しになったため、2023年度からは7月中旬に実施されています。

司法試験では、短答式試験と論文式試験という2種類の試験が同時期に行われ、受験者全員がその両方を受験します。

例年5日間行われ、そのうち論文式試験が3日、短答式試験が1日実施されます。残り1日は中日で、お休みになります。中日の3日目にどのような勉強をするかが4日目、5日目の鍵となります。

司法試験のスケジュール

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
論文：選択科目 (3時間)	論文：民法 (2時間)	お休み	論文：刑法 (2時間)	短答：民法 (1時間15分)
論文：憲法 (2時間)	論文：商法 (2時間)		論文：刑訴 (2時間)	短答：憲法 (50分)
論文：行政 (2時間)	論文：民訴 (2時間)			短答：刑法 (50分)

司法試験の短答式試験、論文式試験の試験科目は、以下の通りです。

◇ 短答式試験（7月）：憲法・民法・刑法

◇ 論文式試験（7月）：公法系科目（憲法・行政法）、
民事系科目（民法・商法・民事訴訟法）、
刑事系科目（刑法・刑事訴訟法）、
選択科目【倒産法・租税法・経済法・
知的財産法・労働法・環境法・国
際関係法（公法系）・国際関係法（私
法系）から1科目】



■ 合否判定・配点

司法試験では、短答式試験で一定の点数を取った受験者の論文式試験の答案のみを採点対象とする仕組みが採られています。短答式試験がいわゆる足切りとしての役目を持っているということです。まず、各科目に基準点が設定されています。これは配点の4割です。各科目のうち1つでもこの基準を下回るものがあれば論文の採点がされません。また、各科目の合計点についても合格点を上回る必要があります。例年100点前後が合格点です。

また、短答式試験の成績は、合否判定に全く用いられないというわけではないことにも注意が必要です！短答式試験と論文式試験の比重を1：8になるように調整した上で、その合計点